

平成29年度第1回石狩市自治基本条例懇話会 議事録

日 時 平成29年9月1日（金） 18時25分～20時30分
場 所 市役所本庁舎3階 庁議室
出席者 佐藤克廣会長、竹口尊副会長、佐藤勝彦委員、赤間聖司委員、棟方加代子委員、
太齋敏子委員、松尾拓也委員、三島照子委員、中林義雄委員（出席委員9名）
欠席者 久保田貴浩委員
事務局 企画経済部長 小鷹雅晴、企画課長 本間孝之、企画課主査 池内直人
企画課主任 橋本麻里子
傍聴者 1名

=====
【事務局（本間課長）】

本日は、時節柄お忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻より若干早いですが、皆様お揃いになっておりますので、ただいまより「第1回石狩市自治基本条例懇話会」を開催します。

事務局の企画経済部企画課長の本間と申します。会長が決まるまでの間、私のほうで司会進行をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。本日の会議は、お手元にお配りした「次第」に沿って進めさせていただきますが、おおむね20時30分を目途に終了したいと考えておりますので、最後までよろしくお願ひいたします。

はじめに、本懇話会の開催に先立ちまして、事務局を代表しまして石狩市企画経済部長の小鷹より一言ご挨拶を申し上げます。

【事務局（小鷹部長）】

改めまして、皆さんお晩でございます。本日はご多用の中、夕方からの開催にも関わらずご出席いただきまして誠にありがとうございます。皆様には日頃より市行政に多大なるご理解とご尽力をいただいておりますことを、この場を借りてお礼申し上げます。本来であれば市長の田岡が出向いてご挨拶申し上げるところでございますが、あいにくの業務により出席できないことをお許し願ひたいと思ひます。

今回皆様にご議論いただく我が市の自治基本条例ですが、平成20年の制定から9年が経過いたしました。市民の皆様はすでに根付いていると同時に、この条例があるという、あるいは市民参加ができるという安心感が、石狩市には協働のまちづくりという感じであるのではないかと、感じてございます。

5年前に皆様にもご議論いただきましたが、本懇話会の目的でございますが、石狩市の自治基本条例が社会情勢に合致しているか、この5年ごとに、ご協議をいただく場でございます。国におきましては、1億総活躍社会の実現ですとか、骨太方針2017という形の中で、日本に合致した政策を推し進めておりますが、例を挙げれば働き方改革というところで、本日の新聞にもございましたが、公務員の定年を65歳まで段階的に引き上げるといふ案もございまして、このような働き方改革は労働環境の改革が必要

だと、イコール求められる労働力によって、この国の経済の礎を築いて行くことになると考えてございます。

この条例も社会情勢の変化に適合している状態であるかを検討していくわけですが、今回お集まりいただきました方々に闊達なご議論をいただきながらご助言をお願いしたいと考えてございます。それぞれの専門分野からのご意見のほか、ご自身の知識、経験の中から様々なご意見をいただけたらと考えてございます。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきますが、本日からどうぞよろしく申し上げます。

【事務局（本間課長）】

これ以降につきましては、座って進行させていただきます。次に、「次第 2 委嘱状交付」についてですが、大変恐縮ですが、あらかじめ皆様のお座席にお配りさせていただいておりますので、これをもって交付とさせていただきますので、お納めいただければと存じます。

次に各委員の自己紹介をお願いしたいと思います。私の方からお一人ずつご紹介いたしますので、一言ずつ自己紹介をお願いいたします。

はじめに、学識経験者としてご参加いただいております、北海学園大学法学部政治学科教授の佐藤克廣様でございます。

【佐藤克廣委員】

ただいまご紹介いただきました北海学園大学佐藤でございます。石狩市との関わりは、市民の声を活かす条例を作ります時に、随分と一生懸命市役所の皆さんと議論した記憶がございます。また、自治基本条例に関しても若干関わらせていただきました。久しぶりの石狩市ですが、どうぞよろしく申し上げます。

【事務局（本間課長）】

住民組織枠から 3 名ご参加いただいております。厚田区地域協議会会長佐藤勝彦様でございます。

【佐藤勝彦委員】

厚田地域協議会の佐藤です。どうぞよろしく申し上げます。

【事務局（本間課長）】

浜益区地域協議会会長の赤間聖司様でございます。

【赤間委員】

浜益区地域協議会会長の赤間です。どうぞよろしく申し上げます。

【事務局（本間課長）】

わかば地区地域会議会長竹口尊様でございます。

【竹口委員】

こんばんは、竹口でございます。わかば地区地域会議についてPRしたいと思います。町内会の会長 8 年、北連町の連合会長を 6 年、市の浜益を含めた全市の連合町内会の会長を 4 年やってきました。こう見えても 80 歳を過ぎておりますので、いろんな活動面で皆さんにお世話を受ける立場なんですけれども、市役所の幹部の方からもう少しやれということございまして。わかば地区地域会議はすでに道新等に出ておりますけれども、北連合町内会は 22 の町内会がございまして、そのうち 3 つの会館がございまして、だいたい町内会 6 か所から 7 か所ぐらいに自治会館があつて、わかば地区は双葉小学校区ですね、6 町内会で今、地域自治システムというモデル事業を市から交付金をいただいてやっています、住民代表としてご指名いただきました。どうぞよろしく願いいたします。

【事務局（本間課長）】

続きまして、一般公募枠として 2 名ご参加いただいております。棟方加代子様でございます。

【棟方委員】

皆さんこんばんは。今、私は地域のほうで町内会の福祉に関わる形で活動させていただいております。その中で見えてくるものがありましたので、今、町内会の活性化ということで、町内会の中でワークショップを現在 3 回開催いたしました。今度、中間決算ということで自分のところの町内全戸にアンケートをとって、町内会をどのように活発に活動していくかというような活動も、町内活動と一緒にやっています。どうぞよろしく願いします。

【事務局（本間課長）】

太齋敏子様でございます。

【太齋委員】

こんばんは。今私は石狩市民カレッジの運営委員としてやらせていただいております。何年か前にこの自治基本条例をつくることに関わったり、また、総合計画を作るのに一般参加で参加したりと、いろいろやらせていただいております、今回基本条例ということで、もう一度自分が関わった部分がどういうふうに変っていくのかを見たいなというのもあつて参加させていただくことにしました。どうぞよろしく願いいたします。

【事務局（本間課長）】

本条例の策定の際、その骨子を策定していただいた「みんなで作る自治基本条例市民会議」枠から

2 名ご参加いただいています。当時市民会議の副代表を務めておられました、松尾拓也様でございます。

【松尾委員】

松尾でございます。こんばんは。私は今ご紹介いただきましたように、みんなでつくる自治基本条例市民会議の副代表ということで当時第 3 章の議会及び議員というところと、第 4 章の執行機関及び職員というところのとりまとめについて担当させていただきました。約 10 年前ということで久しぶりに昔の友人にあったような気分しております。この後、こういったことも引き金になったと思うんですけども、私事ですが社会人の大学院に行って、こういったことの研究も多少させていただきました。今は教育委員会のほうのお手伝いもさせていただいております。普段は地元で石材店を営んでおります。どうぞよろしく申し上げます。

【事務局（本間課長）】

同じく副代表でありました三島照子様でございます。

【三島委員】

こんばんは、三島です。よろしくお願いいいたします。

【事務局（本間課長）】

最後に、市内団体枠から 2 名ご参加いただいております。石狩商工会議所青年部会長の中林義雄様でございます。

【中林委員】

皆様こんばんは。石狩商工会議所青年部の会長を務めております中林と申します。青年部というのはこの商工業の次世代を担う若者の団体で、主に人材育成をメインとしておりますが、石狩市のいろんなイベント等に参加して石狩市の商工業の発展に寄与するという団体です。団体枠という参加ですので、もしこの青年部の活動、ほかの団体の活動等で石狩市に寄与できるものか、もしかしたら付随できるかどうかを見させていただいて、頑張ってまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

【事務局（本間課長）】

もうお一方は、社会福祉法人石狩市社会福祉協議会地域福祉課長の久保田貴浩様ですが、本日は都合により欠席ということになっております。

ただいまご紹介いただきました 10 名の委員の皆様で今後ご議論いただきたいと考えておりますのでどうぞよろしく申し上げます。

次に懇話会の事務局を紹介させていただきます。石狩市企画経済部長の小鷹でございます。

【事務局（小鷹部長）】

改めまして小鷹です。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局（本間課長）】

改めまして企画課長の本間です。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局（本間課長）】

企画課主査の池内です。

【事務局（池内主査）】

はじめまして、企画課主査の池内でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局（本間課長）】

企画課主任の橋本です。

【事務局（橋本主任）】

橋本です。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局（本間課長）】

それでは次に「次第 4 会長・副会長の選出」について進めてまいります。資料 2 の石狩自治基本条例懇話会設置要綱第 4 条において「懇話会に会長及び副会長を各 1 人置き、委員の互選により定める。」となっております。どなたか、立候補又はご推薦、あるいはご提案などございませんでしょうか。

【松尾委員】

会長には学識経験者で自治基本条例制定の際のアドバイザーでいらした、北海学園大学の佐藤先生、また副会長には、住民組織分野から新たな地域自治システムに取り組んでいらっしゃいます、わかば地区地域会議の竹口会長にお願ひしてはいかがでしょうか。

【事務局（本間課長）】

ただいま松尾委員より会長には佐藤教授を、副会長には竹口会長をとのご提案をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。

< 「異議なし」 の声 >

【事務局（本間課長）】

ありがとうございます。佐藤教授、竹口会長よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、皆さんの了解をいただきましたので、本懇話会の会長には佐藤克廣委員に、副会長には竹口委員にお願いしたいと思います。これからどうぞよろしくお願いします。それではお手数ですがお二人とも、会長、副会長の席へご移動願います。

それでは佐藤会長より、就任にあたりまして一言ご挨拶をいただけたらと思います。

【佐藤克廣会長】

先ほど申し上げましたように、石狩市の皆様には何かにつけていろいろご縁がございます。私は石狩市に住んでおりませんが、その分第三者的な立場で助言と言いましょうか、そういったことができれば幸いです。よろしくお願いいいたします。

【事務局（本間課長）】

ありがとうございます。続きまして、竹口副会長にも一言ご挨拶をいただけたらと思います。

【竹口副会長】

どうぞよろしくお願いします。

【事務局（本間課長）】

それでは「次第 5 提言依頼」について、企画経済部長の小鷹より佐藤会長に提言依頼書をお渡ししたいと思います。

【事務局（小鷹部長）】

石狩市自治基本条例の見直しに関する提言について依頼。下記の事項について、懇話会へ依頼をします。「石狩市自治基本条例の内容について検証をし、見直しが必要な事項等について提言をいただくこと。」どうぞよろしくお願いいいたします。

【事務局（本間課長）】

これより以降の議事進行につきましては、佐藤会長にお願いしたいと思います。つたない進行でしたがご協力ありがとうございました。佐藤会長よろしくお願いします。

【佐藤克廣会長】

それでは皆様よろしくお願いいいたします。ただいま石狩市長田岡様から提言の依頼がございましたので、それを全うすべく議事を進めてまいりたいと思います。それでは早速、次第にそって進めてまいります。その前に委員の皆様を確認事項がありますので事務局から説明をお願いします。

【事務局（橋本主任）】

最初に、委員の皆様にお配りしております資料のご確認をさせていただきます。まず次第、資料 1 自治基本条例見直しについての概要、資料 2 石狩市自治基本条例懇話会設置要綱、資料 3 石狩市自治基本条例懇話会委員名簿、資料 4 自治基本条例パンフレット、資料 5 石狩市自治基本条例解説、資料 6 石狩市自治基本条例の見直しについて、資料 7 ワークショップについての案、最後に第 5 期総合計画のいしかりまちづくり本。本日、お手元に資料 7 と総合計画の冊子を追加させていただいております。また、次第と資料 1～6 につきましては、事前にお送りしておりますが、本日お持ちでない場合はお申し出ください。皆様大丈夫でしょうか。なお、本会議は傍聴可能な公開形式となっております。会議の記録のため、今後、写真を撮影する場合もあるかと思っておりますのでご了承願います。

次に、本会議の運営について 2 点確認させていただきます。まず 1 点目は、会議録についてです。会議開催後は、会議録を作成して公開することになります。本懇話会は、委員の皆様の活発な意見交換をお願いしたいため「全文筆記」ではなく「要点筆記」方式とさせていただいて、会長にご確認いただいた上で確定し、皆様に配布したいと考えております。

2 点目としまして、市の「審議会等ガイドライン」では、委員の皆様の同意を得た上で、傍聴者が傍聴しての感想や意見を文書で提出することも可能としておりますことから、傍聴者席に所定の用紙を配置させていただきたいと思っております。以上です。

【佐藤克廣会長】

ただいま事務局から会議の運営について 2 点説明がございましたが、1 点目は、会議録については「要点筆記」とし、会長が確認した上で皆様に配布すること。2 点目は、会議の傍聴者からの感想や意見等について、文書での提出を認めることの 2 点でございます。これにつきまして委員の皆様から何かご意見がありましたらお願いします。

【松尾委員】

2 点目に関しては異論ございません。1 点目に関してですが、私もいろいろな会議に出させていただきまして「要点筆記」の方がなじむ会議があることも承知はしてるつもりなんですけど、今回のような会議の場合、ご発言内容の中に様々なニュアンス等が含まれていて、そこが重要であったり、そういったこともあるかなと思いますので、できましたら私としては「全文筆記」の方がよろしいのではないかと思います。

【佐藤克廣会長】

ありがとうございます。ただいま松尾議員から「全文筆記」のほうが良いのではとの提案がございましたが、何かご意見ありますか。「全文筆記」ということになると、発言者のお名前と発言内容を記載することになります。

【三島委員】

「要点筆記」は発言者の名前とかは出ないんですか。

【佐藤克廣会長】

出ないですね。

【松尾委員】

結局議論の経過があまりよく分からなくて、結論だけぼんぼんぼんと載るような感じになりがちですよ。

【竹口副会長】

一長一短あるんですよ。

【佐藤克廣会長】

それぞれ一長一短がありますね。ちなみに札幌市の自治基本条例の検討会議の会長もついこないだまで拝命していました。そこは完全な、全文で発言を筆記したものが議事録として載っています。ですので、私も実は松尾議員と同じで、「全文筆記」の方が良いのではないかと考えていたんですが、いかがでございましょうか。もちろん発言の内容については、それぞれ出席の委員に確認していただくという方法、それから私が確認をして確定する方法があるわけですけども、どちらがいいのでしょうか。テープをおこした際の、発言をおこした際の、こう言ったつもりが違う言葉にとられているということも時々ありますから、よろしければ皆さん方全員に、一度、手間はかかりますけれども、ご自身の発言部分について確認いただいて確定するというような方式でやっていくのがいいのではないかと思います。いかがですか。

【三島委員】

「全文筆記」でいいのではないですか。

【佐藤会長】

ではそのように「全文筆記」といたしまして、私も確認はいたしますが、皆さんがそれぞれご自身の発言については、議事録ができましたら一定期間、皆様に送って確認していただいて、その間に特に修正がなければそれで結構ですし、そういうことでいきたいと思っております。それで事務局もよろしいでしょうか。2 点目に関しましてほかにご意見ございませんでしょうか。特にないのでこれで承諾することでお願いたします。それでは 6 の議題に入ります。「(1) 自治基本条例の見直しについて」でございます。これもまず事務局から説明をお願いします。ご意見・ご質問につきましては、説明の後お受けいたします。

【事務局（橋本主任）】

それでは私から、お手元の資料に基づきましてご説明させていただきます。資料 1 をご覧ください。はじめに、本懇話会による自治基本条例の検討内容やワークショップの開催、今後のスケジュールなどについてご説明いたします。

石狩市自治基本条例は平成 20 年 4 月 1 日に施行し、本市のまちづくりに関する最高規範として、その理念や基本的事項を定めたものです。条例第 30 条においては、「5 年を超えない期間ごとに、条例が社会情勢等に適合したものであるかどうか検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うもの」と規定しており、今年度は条例施行から 10 年目を迎えるため、検証を行うものであります。

次に、手法についてですが、自治基本条例は市民の皆様とともに作った条例でありますので、見直しについても、市民の皆様とともに検討することが大切と考え、学識経験者をはじめ、住民組織の代表や公募市民など様々な方に参画していただく「自治基本条例懇話会」を設置し、懇話会において委員の皆様にご意見をいただきながら、検討してまいりたいと考えております。この懇話会では、条例の見直し検証作業や、広く市民の皆様の意見をいただくためのワークショップの手法や、内容の検討、ワークショップで出た意見のとりまとめ、条例の見直しの可否について、ご提言をいただきたいと考えており、今後のスケジュールとしては、議会への手続や、パブリックコメント手続の期間を考えますと、11 月までに 3 回の懇話会とワークショップを開催し、懇話会としての検証結果の原案を策定していただくことを考えております。その後、12 月にパブリックコメント手続を実施し、その意見なども踏まえ、1 月に開催する 4 回目の懇話会において、提言書を提出していただきたいと考えております。なお、ワークショップの詳細につきましては、議題の 2 つ目でご説明させていただきます。資料 1 についての説明は以上です。

次に、資料 6 の石狩市自治基本条例の見直しについてご説明いたします。1 ページ、2 ページにつきましては、条例策定の経緯や、条例施行後の国や市における社会情勢等について記載しており、説明については省略させていただきます。

3 ページ目をご覧ください。条例施行後の石狩市のまちづくり 第 1 章 総則についてです。

自治基本条例を施行した後、どのようにまちづくりを進めてきたのか、その具体的な取り組みについて、条例の各章ごとに、まずは市で振り返りを行いました。前文と第 1 章の総則については、用語の定義やまちづくりの基本原則など、条例の根幹部分を定めている部分ですので、具体的な振り返りは第 2 章から行いたいと思います。

第 2 章 市民についてです。

条例第 5 条、第 6 条においては市民の権利や責務について規定し、「市民は協働によるまちづくりに参加するよう努める」としています。市民はまちづくりの主体で、他からの干渉や強制を受けず、自らの意思によって、まちづくりに関する活動を行い、行政活動に意見や提案をすることができること、どのような形で参加するかは、年齢、障がいの有無、個人や団体の別などの属性によって様々なパターン

があり得ますが、「まちづくりの主体」としての市民はみな平等であり、属性による不合理な差別や、取扱いをされることはないことを明らかにしています。

第 3 章 議会及び議員についてです。

条例第 7 条、第 8 条、第 9 条においては、議会・議員の役割及び責務や議会事務局について規定しており、石狩市の意思決定機関として、市民の意思の把握や、市民への積極的な情報提供など、市議会の果たすべき役割と責務について定められています。地方分権改革の進展に伴い、二元代表制の一翼を担う議会の役割や責務も増大し、議事機関として、公平かつ公正な議論を尽くして意思決定を行うことはもとより、政策立案・監視能力の向上や、主権者である市民への説明手法の多様化など、より一層、議会機能を充実強化していくことが求められています。こうした時代の要請に対して、市議会においては、平成 21 年に議会改革推進特別委員会を設置し、一般質問における一問一答方式の導入、地区会館ごとの議会報告会の実施、議員問討議の導入、議会のペーパーレス化の実施など、様々な改革への取り組みを進め、議会改革の集大成として、平成 27 年に「議会基本条例」を制定するに至りました。議会基本条例は、議会改革の集大成として基本理念を定め、市議会及び議員の活動原則を明確にし、議会改革へ継続的な取り組みを宣誓するもので、市議会はその理念のもと、市民の負託に的確に応えられるよう努めています。

第 4 章 執行機関及び職員についてです。

資料は 3 ページから 4 ページになります。条例第 10 条においては市長の責務について規定しており、「石狩市の代表者として、住民の信託に応える」としています。市長は、住民の直接選挙によって選ばれた石狩市の統轄代表者として、執行機関相互の行動や公共的団体の指揮監督をするなど、特別な地位や権限をもっており、これらの権限を行使するに当たっては、住民の信託に応えるとともに、各執行機関や公共的団体の活動が一体となり、この条例に立脚したまちづくりが進められるよう、リーダーシップを発揮することを求められています。近年では、石狩聴力障害者協会などの各関係団体とともに、平成 26 年度に全国の市町村で初となる「手話に関する基本条例」を施行しました。

条例第 11 条においては執行機関の責務について規定しており、「執行機関は、市民の意見を積極的に把握し市政に適切に反映させるよう努める」としています。市では、全国に先駆けて平成 14 年度に「市民の声を活かす条例」を施行し、審議会やパブリックコメント手続、ワークショップ等より、多くの市民が行政活動に参加しています。平成 25 年には、市で初の試みとなる、ドイツ発祥の「プラーヌク スツェレ」という、市民参加手法の特徴を活かした、無作為抽出による市民討議会を実施し、これまで市民参加の機会や経験のなかった方を含め、より多くの市民からご意見をいただきました。このほかにも、市民のまちづくりに関する意識などを把握するための「市民意識に関するアンケート調査」を毎年実施したり、各連合町内会と、地域に根ざしたまちづくりの活動や課題等を語り合う「自治懇話会」を開催したりと、様々な形で市民の声を把握し、市政に活かすよう取り組んでいます。また、教育委員会

と市民ボランティアが協働でつくる新しい学びの場「いしかり市民カレッジ」において、連携講座になっている「まちづくり出前講座」では、まちづくりに関することや各種制度などについて、市職員が講師となり、市政に関する情報を分かりやすい形で提供するよう努めています。

条例第 12 条においては市職員の責務について規定し、「市民との協働に積極的に取り組まなければならない」としています。平成 20 年 5 月に、協働に取り組む際の職員の心構えを定めた「石狩市職員地域協働指針」を策定し、毎年周知徹底しています。また平成 21 年度から 26 年度まで、全職員を対象に積極的に協働に取り組む職員を育成するため、ワークショップを取り入れた実践的な職員研修を実施したほか、新任職員研修等で自治基本条例や市民の声を活かす条例について学ぶ機会を設けています。

第 5 章 行政運営の原則についてです。

資料は 4 ページから 7 ページになります。条例第 13 条においては、自治基本条例で定めるまちづくりの基本原則や市民の権利などを具体化するために、市が守らなければならない行政運営の原則を規定しています。

条例第 14 条においては情報公開について規定しており、「市は、市政に関する情報を積極的に市民に提供するための措置を講じなければならない」としています。平成 10 年に「情報公開条例」を制定し、情報公開制度による公文書の開示を求める権利を明らかにし、実施状況を公表しているほか、「市民の声を活かす条例」においては、審議会等の会議の公開や、市民参加手続に関する事項の公表について規定し運用しています。また、市の HP や情報公開コーナーにより、審議会の議事録や各種資料を公開しています。

条例第 15 条においては個人情報保護について規定しており、「市は、個人情報の適正な収集及び管理、並びに適切な開示、訂正及び利用停止を行うための措置を講じなければならない」としています。平成 10 年に「個人情報保護条例」を制定し、個人情報の適正な取扱いの確保に関し、必要な事項を定めています。また、「情報セキュリティ基本方針」を策定し、情報セキュリティ対策を強力にするため、責任や権限を明確にした管理体制を確立するとともに、人的・物理的セキュリティ対策を講じて、市の情報資産を適切に運用しています。

条例第 16 条においては総合計画について規定しており、「総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想、及びこれを実現するための計画を策定するものとする」としています。平成 27 年度に策定した「第 5 期石狩市総合計画」は、市長任期との連動を図るため 4 年を半期とした、8 年間で計画期間とし、その策定に当たっては、市民や団体と、目指すまちの姿についてワークショップを重ね、多くの市民からいただいた思いが反映されたものになっています。

条例第 17 条においては行政改革について規定しており、「市長は、不断の行政改革に取り組まなければならない」としています。平成 28 年度に策定した「第 4 次石狩市行政改革大綱及び実施計画」は、業務、組織のスリム化や組織運営、時代変化を先読みした創造型の施策展開という視点を取り入れ、重点施策を設定し、計画期間の 5 年間で、着実に行政改革を推進していくこととしています。

条例第 18 条においては行政評価について規定しており、「実施する施策について、客観的かつ効率的な評価を行わなければならない」としています。第 4 期石狩市総合計画では、まちづくりの 5 つのテーマ、3 つの原則に基づく各施策に、それぞれ成果指標を設定し、実施事業の評価を行い、進捗状況を管理してきました。しかしながら第 5 期石狩市総合計画は、今後のまちづくりの基本的方向性を示したものであり、施策や事業、成果指標は設定しておらず、これらは各個別計画において設定し、評価・点検等を行って、進捗状況を管理していますので、各個別計画の運用状況や、評価結果等を把握するなど、客観的かつ効率的な、新たな行政評価の仕組みを検討しています。

条例第 19 条においては財政運営について規定しており、「市は財政状況に関する情報を、市民に分かりやすく提供しなければならない」としています。市では、統計資料として「石狩市の財政」を毎年発行しているほか、予算や決算の情報を市の HP で公表するとともに、年に 2 回、広報でも財政状況をお知らせするなど、市民への積極的な情報提供に努めてきました。また、人口減少社会の進展や消費税率の引き上げなど、地方財政を取り巻く環境は刻々と変化していることから、今後も安定的な財政運営を維持するため、財政運営の基本的な考え方である「財政運営指針」を策定し、財政基盤の強化に取り組んでいます。

条例第 20 条においては組織編制について規定しており、「適切に連携、情報交換等を行い、総合的に活動の効果を上げるよう、運営されなければならない」としています。平成 24 年度に策定した「第 3 次石狩市行政改革大綱及び実施計画」において、「目的指向の組織づくり」に向けた改革方策を掲げ、市民目線に立った効率的・機能的な体制への見直しに努めております。平成 28 年度には、福祉と教育を横断的に組織した「子ども総合支援本部」の設置、平成 29 年度には、「交通担当」の部局を新たに設置し、複数の部局にまたがる、交通関係事業の連携を図り、総合的な交通施策を推進するなど、横断的な組織運営に努めるとともに、部長連絡会議を月 2 回開催し、全庁的にきめ細かな情報共有や協力体制に努めております。

条例第 21 条においては職員育成について規定しており、「専門的な知識、技能及び高い倫理観を有し、市政の課題への的確な対応能力を備えた職員を育成する」としています。平成 26 年度に策定した「人材育成基本方針」に基づき、市民との信頼の上に協働を実践し、自律的に変化を見極め、課題に立ち向かう職員を育成するため、毎年「職員研修計画」を策定して、新規採用職員・若手職員・管理職職員などの職階に応じた研修や、法務・税・政策などの専門研修のほか、手話や市の歴史、メンタルヘルスや

健康管理などの研修も行っています。

条例第 22 条においては行政手続について規定しており、「市政運営における公平性の確保と透明性の向上を図り、市民及び利害関係者の権利利益を保護するため、処分、届出、行政指導等に関して、共通する事項を定めなければならない」とし、平成 10 年に「行政手続条例」を制定しています。

条例第 23 条においては危機管理について規定しており、「市民意識の啓発に努めるとともに、総合的な危機管理を図る」としています。災害予防、災害対策等を総合的に定めた「石狩市地域防災計画」を、東日本大震災や社会情勢の変化を踏まえ、有識者や町内会・自治会、企業や関係団体から選出された委員で構成された検討委員会を設置し、平成 25 年 3 月に全面改訂しました。また、同時に策定した「地区防災ガイド」は、地域防災計画と相互に補完するもので、市内を大きく 8 地区に分け、市民参加のもとで、避難経路や避難場所など地区のルールを定め、“地域で作った計画、地域で育てていく計画”となっています。平成 29 年度は津波・洪水の新たな浸水想定や、指定が進んでいる土砂災害警戒区域などに対応するため、策定時と同様、市民参加のもとガイドを改定します。また、平成 10 年 3 月に「石狩市自主防災活動推進要綱」を定め、自主防災組織の活動を支援してきていますが、さらに、平成 26 年 5 月に、地域が行う防災活動等にボランティアとして積極的に参加し、地域防災活動を推進するリーダーの役割を担っていただける方を「石狩市防災マスター」として認定する制度を設け、自主防災訓練での指導を行っていただくなど、地域防災力の強化を図っています。

第 6 章 協働によるまちづくりの推進についてです。

資料は 7 ページ・ 8 ページになります。条例第 24 条においては協働によるまちづくりの推進について規定しており、「協働によるまちづくりに参加する市民の自主性及び各主体の特性を尊重すること、協働によるまちづくりの機会を積極的に創出すること」としています。平成 20 年度に市民と市の協働の機会をつくるため、「協働事業提案制度」を創設しました。市民が市と協働で取り組みたい事業を提案する「フリーテーマ型」と、平成 24 年度から追加した、市が市民と取り組みたい事業を提示し、応募のあった団体と事業を実施する「事業提示型」があり、ふれあい歩道除雪事業や地域における子どもの居場所づくり事業（子ども食堂）など、これまで 33 の協働事業を実施しています。

市民活動のための環境整備としては、平成 20 年度花川北コミュニティーセンターに「市民活動情報センターばぼらーと」を開設しました。市民活動に関する情報提供や相談業務のほか、団体の事務支援など市民による主体的なまちづくり活動を支援し、協働によるまちづくりを推進しています。

また、地域の課題を解決するため、たくさんの市民が立ち上がり、活動しています。そのすべてを掲載することができませんので、前回の条例見直し以降、平成 25 年度以降の活動に焦点をあて、旧石狩から 2 件、厚田区・浜益区から 1 件ずつご紹介しています。

まず旧石狩からですが、平成 25 年からスタートした「石狩浜ハマナス再生プロジェクト」は、石狩浜の自然景観の再生に取り組み、環境学習の場の提供や、ハマナスの魅力を活かした商品づくり、自然

体験ツアーの開催などを通して、自然と共生する地域づくりを行っています。

次に、市内の中学校・高校の生徒会役員の子どもたちにより結成された I Y P (いしかりヤングプロジェクト) が、子ども議員として、子どもの視点から、市長や教育長にまちづくりについて提案するという「子ども議会」を、平成 27 年度から始めています。平成 28 年度は、学校前の街灯設置の提案により、石狩南高校前の歩道に、12 箇所の照明を設置しました。

厚田区の活動です。あつた港朝市では、新鮮な魚介類を求めてやって来るお客様の「朝早く食事ができるところがほしい」という声に応えるため、平成 28 年度に地域住民が「地域賑わい呼びおこし隊」を結成し、朝市食堂の試験営業を始めました。とれたての魚介類を使用したメニューは多くの方に喜ばれ、朝市の更なる賑わいを創出しています。

浜益区の活動です。平成 26 年から始まりました、石狩湾漁業協働組合浜益地区青年部が主催している「浜益みなと祭り」は、住民同士や観光客との交流を通じて、地域の親睦や活性化を図っており、平成 28 年には地元企業と中学生が共同で「浜どらアイス」を開発し、中学生が自らの手で販売するなど、地域活性化に寄与しています。

条例第 25 条においては行政活動への市民参加の推進について規定しており、「施策の立案、実施及び評価の各過程において、適切な市民参加の機会が確保されるよう必要な措置を講じなければならない」としています。市では、平成 14 年度に施行した「市民の声を活かす条例」により、①条例・規則等の規定の制定又は改廃、②計画の策定、改定又は廃止など、資料に記載しております①～⑦の事案を行うときは、あらかじめ市民参加手続を行わなければならないとしており、市民参加手続の手法である審議会やパブリックコメント手続、ワークショップ等に、多くの市民が参加しています。また、審議会等における委員については、公募制の採用や、「審議会等委員への女性登用促進要綱」を設けるなど、多様な市民の意見が反映されるよう配慮しています。

条例第 26 条においては地域コミュニティ組織について規定しており、「地域コミュニティ組織が果たす役割を認識し、その活動に自主的に参加、協力するよう努める」としています。町内会・自治会の円滑な運営や活動の促進に役立つようと、市と石狩市連合町内会連絡協議会は、平成 20 年 2 月に合同で、運用マニュアル「町内会・自治会活動のしおり」を作成しました。市内には 122 の町内会や自治会があり、各町内会等において防犯活動や街路灯の維持管理などの活動を行っています。その一方で、町内会役員の高齢化や、担い手不足による町内会活動の継続性、機能性の維持などの課題があるため、新たな自治システムの構築を目指して、6 つの町内会で構成する「わかば地区地域会議」を設置し、防犯パトロールや除雪、草刈りなどのモデル事業を市民が主体となって協力し合いながら活動しています。

条例第 27 条においては住民投票について規定しており、「住民の意思を直接確認した上で決定すべきと判断した事案について、別に条例を定め実施する」としていますが、これまでのところ具体的な事案はありませんでした。

第 7 章 他の自治体等との連携協力についてです。

資料は 8 ページになります。条例第 28 条においては市外の人々等との連携について規定しており、「市民以外の個人、法人、団体等との協働及び連携関係を深め、石狩市のまちづくりをより効果的に進める」としています。市外の団体との連携としては、平成 28 年度に NPO 法人増毛山道の会や、北海道などの関係団体と共に、160 年前に開削された、浜益区幌と増毛町別荘とを繋ぐ「増毛山道」の復元作業を行い、全線開通を果たしました。

条例第 29 条においては他の自治体等との協力について規定しており、「他の市町村との連携及び協力関係の構築に努め、共通する課題の解決を図る」としています。自治体との連携としては、平成 19 年度から札幌市手稲区、小樽市と石狩市で「三市区連携事業」の実施や、札幌広域圏組合において連携した事業を実施しています。また、大学との連携としては、平成 22 年度に藤女子大学と包括連携協定を締結し連携しているほか、北海学園大学や札幌学院大学とも、様々な分野で連携しています。他団体との連携としては、平成 28 年度に市と郵便局の職員による「地域に根ざした郵便局の活用プロジェクト会議」を実施し、行政と郵便局が把握する地域の課題の情報共有を図り、地域の発展や課題解決について話し合いました。

第 8 章 条例の見直しについてです。

資料は 9 ページになります。条例第 30 条においては条例の見直しについて規定しています。ここでは平成 24 年度に 1 回目の見直しを行った結果、まちづくりのルールであるための、必要不可欠な要素が適切に盛り込まれており、社会情勢の変化等にも適合していると判断し、地方自治法の改正に伴い、第 16 条総合計画の条文のみを改正しました。

以上、大変長くなりましたが、資料 6 についての説明は以上となりますが、先ほど資料 1 でもご説明いたしました。パブリックコメントは、この資料 6 の第 8 章の後に、懇話会における検証結果を記載したものを原案として、パブリックコメント手続を行うことを考えております。私からの説明は以上です。

【佐藤克廣会長】

ありがとうございました。事務局から説明がありました、資料 1 ですが懇話会に求められている検討内容やワークショップの開催、今後のスケジュールについての説明でしたが、この点についてご質問等がありませんでしょうか。

【松尾委員】

単純な質問なんですけども、この懇話会の見直し作業の進め方の具体的なイメージですが、個別に、

例えば章ごとにやっていくのか、それとも具体的に今ご説明いただいたような部分を含めてディスカッションしながら、「ここはこういうふうにした方がいいんじゃないか」というような話をしていくイメージなのか。

【事務局（小鷹部長）】

皆様の一番やりやすい方法がいいんじゃないかなと思っています。もともと携わっている方々がいて、ある程度内容を熟知されている方もいらっしゃるし、そういう面でいうと、こういうふうにやっていったら、うまくこういうふうに進められるというのがもしあれば、ご提言をいただきながらやっていったらどうかなと思います。ただ、回数が限られているものですから、その中でどうするかも含めて、何かお考えがあればと思うんですけれども。

【松尾委員】

個別にですね、自分なりに例えば「ここはこういうことも必要なんじゃないだろうか」だとか、皆さんきっとお持ちなんだと思うんです。それをぽんぽん出していくようなスタイルでいいものなのか、それとも順序良くいくものなのか、その辺について事前に確認をさせていただければ。

【事務局（小鷹部長）】

そういうスタイルで、これはどうなんだ、あれはどうなんだという話をいただければ、私どものほうですべて答えられないものですから、次回の時までには、前回お話しいただいた内容はこうです、こうですということをやっていくスタイルも可能です。

【佐藤克廣会長】

何かこうしたらいいというか。

【竹口副会長】

松尾さんが言うのは手順と進め方のことを言っているから。ブロックごとに分けていけば。

【松尾委員】

今回の 1 回目はこういうことをやって、2 回目はこういうことをやって、みたいなものがもう少しイメージできると、発言もしやすいかなと。

【竹口副会長】

いちおう 3 回しかないからね。

【佐藤克廣会長】

事務局の方で何かありませんか。

【事務局（小鷹部長）】

前回、事務局で話したのは、ある程度皆さんはこの内容をわかっているという前提でいきますと、ちょっとひっかかるようなところの意見をこの会議でいただいて、それを次回に、これはこうです、こうですとお話しをするのがいいのかなと。それこそ前段、橋本のほうから話した、前文のようなところは日本国憲法みたいなものですから、おそらくそんなに現在の社会情勢をかんがみても変わらないだろうなと。あと個別のところなんでしょうから、この部分でこういうのもあるんじゃないのというのがあれば、いただければと思います。

【松尾委員】

フリーディスカッションなんてと言うと怒られるんでしょうけど、ある程度自由に討議させていただくような感じでいいものなんですかね。

【事務局（小鷹部長）】

私は構わないかなと思います。そんなに多分、私どもで考えている社会情勢の部分、そんなにないでしょうから、とは思っております。

【三島委員】

フリーディスカッションって言っても、全体を見て全部終わらないといけませんよね。いちおう見直しですから。それ、区切るみたいなものがやっぱりあった方が、フリーディスカッションするのであれば。

【事務局（小鷹部長）】

それでしたら頭から、これどうですかと言ってまず話してもらって、というやり方もあります。

【三島委員】

今説明されたのは、24 年に見直された石狩市自治基本条例に基づいて、市が行政が市民が、お互いにやった成果を述べたんですよね。うまくいっていますよっていう話で市は見ていると。

【事務局（小鷹部長）】

それを推し測るのは皆さんであってもいいですけども、私どもとしては条例に基づく、こういうことをやりましたというのを今お示ししている形ですね。大きな指標みたいなものが、〇×というのはこの場ではないと思うんですけども、私どもとしては少なくともこの条例に基づいてこんなことやりまし

たよ、というのが今説明あった部分です。

【三島委員】

大前提がこういう条例があったからこそ、こういう成果があったんですよという説明だったんですよ。

【事務局（小鷹部長）】

そうですね。それと、例えば平成 10 年くらいからもともとやっているものも実はあって、それもこの条例の中ではこうです、というのをあわせて説明はいたしました。

【三島委員】

逆に質問していいですか。今の見直しについての説明で、逆にこれは良くなかったとか、市民からこれを直してほしいという、この委員会じゃなくて、10 年の間に市民からこれはおかしいんじゃないかっていうのは、行政には何かコンタクトとか、言ってきたことがあるのかないのか聞きたい。

【事務局（小鷹部長）】

一般市民の方からはないというふうに、全体を通して条例自体に「ちょっとこういうふうにしたほうがいいんじゃないですか」というようなご提言みたいなものは、いただくシーンも多分なかったんですけども、いただいた記憶も私どもは把握はしてございません。

【三島委員】

石狩市自治基本条例にのっかって行政は行われているわけなんですけど、こと細かく言えば各部署とかで、そういう細かいところの吸い上げがあったのかないのかというのも。

【事務局（小鷹部長）】

それは一部あります。

【三島委員】

あるんですか。

【事務局（小鷹部長）】

例えば、私が携わっている中で言うと、例えば市長の執行方針の中に、資料 5 の 9 ページ、第 2 項に「市長の持つ重大な責務にかんがみ、市長就任時には、例えば所信表明などの公の場で、この条例にのっかって職務を遂行することを市民に対して表明することとしています」と言うような文があって、執行方針を市長とコンタクトを取りながら作っていく上で、こういうことを文案の中に入れないとダメだ

よと職員の中では言われたことはあります。これを知らないで作っていると、自治基本条例というものが石狩市の中では憲法としてありますよ、というのをこういうところでは言わないといけないんですよね、執行方針の 4 年に 1 回就任時に。それが抜けていたらそれはダメですよということを、職員の中では言われたことがあります。あと、先般あった第 17 条の行政改革、資料 5 の 13 ページにあるんですけども、「最小の経費で最大の市民福祉を図るため」ですとか、「行政改革の目標のもとに実現するための大綱を定めた計画を策定するものとする」と、行政改革は私どもずっとやってきてます。今回も行政改革大綱を作りましたが、その内容について、現在ここに考えている行政改革が、お金のためだけでやるべきなのかやらないべきなのかですとか、もともとの行政改革懇話会で揉まれた内容がしっかりと私どもの行政改革の中に反映されてないのではと内部の中の意見であったりします。これ自体が外の方から言われるようなことはないんですけども。

【三島委員】

難しいですね。

【事務局（小鷹部長）】

そうなんですよね。

【松尾委員】

今みたいなお話でよければ、話題提供レベルのことなんですけれども、見直しについての資料 6 の 4 ページ目に記載されている、市民討議会、プレーヌクスツェレ。私と今日ご参加されている中林会長と、別の団体で、市のほうと協働で、当時池内さんとご一緒させていただいたんですけど。やらせていただいたんですね。青年会議所という団体で企画させていただいたんですけども、道内のほかのまちで同じような事業をやっている青年会議所があったんですが、石狩市に関しては自治基本条例があって、協働のまちづくりの仕組みがあって、それに合致して協働事業を進めたものですから、市からの協力をいただきながら事業をすることができたんですが、ほかのまちではそういったものがなくて、非常にある意味ご自分たちで市民に向けての参加の呼びかけも含め、非常に苦勞をされながらやってらっしゃったんですね。あとは出てきた意見をアウトプットとして政策的に活かしていくところでも、自分たちでなかなか手段を持ち得ないというジレンマがあって、非常に苦勞してやってらっしゃるなど、話を伺った時にそういった印象もあったものですから、そういった部分では自分自身もこういったものがあって、協働というものがルールづけられてるという意味合いみたいなものを感じた出来事だったかなというふうに思いました。

【佐藤克廣会長】

ありがとうございます。少し整理をさせていただきます。資料 1 の見直しのスケジュールについては、どのように進めていくのかという意見があって、事務局側は委員の皆様方から、やりたいようにという

か、そういうような形でいくということでありました。1つはいわば条例の見直しということでありますから、この条例・条文についてこれでいいのかどうか、適切なのかどうかということを検討するのが、おそらくはこの懇話会の第 1 の任務だろうと考えております。その中でいろいろなご意見をお出しいただき、ここは変えたほうがいいのか、ということが多くありましたら、またそれについて集中的に審議を行うといったことが必要になってくるかもしれません。この辺はある程度具体的に話が進んでいけばまた出てくる話なのかなと思います。さしあたりは、このようなスケジュールというのが事務局側からの提案ということになりますね。これは事務局側と相談はしてませんが、非常に大きな問題が出て紛糾すると言ったらあれですが、皆様からの意見が時間をおいてもう 1 回というようなことであれば、回数はあまりにもたくさん行うことは無理だと思いますが、若干増えたりというのは考えられることではないかなと、会長としては考えております。事務局とは全然相談していません。やり方については、例えば 1 章、2 章とか、ある程度まとめて毎回話を進めていくこともあろうかと思いますが、おそらく事務局サイドからこのスケジュール表をみるとそういうふうには考えていなかったのではないかと思います。それをやるとすれば、1 回目は第 1 章から第 4 章までやりますと、2 回目は第 5 章から第 8 章まで、仮にですがそういうふうにしていきますと、確かにこの回数じゃ足りないと思います。したがって、今資料 6 の説明がありましたけれども、資料 6 の説明を聞いて、まず今日、スケジュールについて、もしほかにご意見・ご質問がなければですが、資料 6 で説明いただいたことについて質問や意見を出していただいて、その結果を受けて第 2 回でさらに議論を深めるという形になるのではないかと、それを考えているのではないかと思います。ですから、事務局からはどこを変えれば良いということではなくて、おおむねうまくいっているという説明が続いたわけですが、それに対して懇話会では、「いやいやそんなことはない」というのが出てくれば、それはそれで検討していくことになろうかと思っております。そんな理解でよろしいでしょうか。

< 「はい」 の声 >

【佐藤克廣会長】

そうなるとすれば、次に松尾委員から資料 6 についてご発言いただきましたが、資料 6 について質問がありましたらお出しただければと思います。

【棟方委員】

条例の第 15 条なんですけど、個人情報保護についてですけど、今災害もいつ起きかわからないということもありますけど、例えば町内会のほうには、会長のところには災害の要支援者の名簿ですとか、いろいろ来ていますけども、私たち普通の役員ですとか住民がその辺を理解することは個人情報の部分があって難しい点がありますよね。でも実際に何かがあったときには、地域住民がその辺を把握していなければ難しい点が多々出てくると思うんです。それと、私の子どもが障がいを持っているものですから、今発達障がいのお子さんですとか、大きくなってからの発達障がいという枠の中で認定を受けている方

は、やっと自分のお子さんがそういう障がいを持っていたんだなという認識を持たれる方が多々いますけども、そういう部分も個人情報の中でなかなか公開することは難しいのですが、たまたま今回、災害時に何か支援をするという中に、小さい子どもから高齢者の方まで、1人暮らしの方は民政委員の方が把握していらっしゃるんですけども、でも私たちには情報は公開することはできませんよね。生年月日の部分でも出されないというようなことも。先ほどは竹口副会長はご自分の年齢をおっしゃっていましたけれども、名簿をつくる時も生年月日は載せられないんですよ。敬老会の時期ですので、75歳以上の方ということで作っていますけども、それも一般にはなかなか名簿を出せないというような、国が決めたことですから、市としてもそれに準じてやらないといけないとは思いますが、何かあったときに本当に隣近所がそれを理解しているのであろうかというのが本当に難しいんだなと思います。先ほど言いましたように、発達障がいのお子さんに関しまして、見た目は普通わからないんですよ。ですけど、個性として捉えていただいてその障がいを普通に捉える社会になっていただきたいということで、いろいろ講演会ですとか、学習会ですとか、いろいろ行われていますが、一般の市民にはまだそこまでは届いていない、石狩市の中で手話条例ができていろんな意味で障がい者の方がいるという形ではきていますけども、この個人情報はいい点ももちろんあると思うんですけども、すごく曖昧ですよ。この書き方はこういう書き方しかできないのかなとは思いますが、これを災害に結びつけたときに、実際に私たちがどのように手助けができるのかは不透明がいっぱい出てきます。

【竹口副会長】

難しい問題で、ひとつの解決法をお話しますが、福祉協力員という社協の制度がありまして、見守り制度が4年前から1班1人ずつ協力員がいて、1班だいたい13件から20件ありまして、年3回見守りしまして、はじめは個人情報があつてなかなか難しいのではないかと、ピンポン押しても開けてくれないのではないかと。何回かやっていくうちに顔なじみになりまして、顔見に来ましたよとなって、2年目にくらいになると私はどこの病院に通っていますなど、全部話してくれます。ですから、班の担当者は災害があった時には全部把握しています。そういうことを住民の人たちに理解してもらってそういうことでお聞きするんですよということになって、時間はかかりますが。民生委員でも高齢者支援課に行って、娘さんはどこに住んでいますかなど、電話番号を聞いても教えてくれなかったんです。個人情報保護で難しいということで。住民の教育というか、そういう仕組みを作って根気よくやらないとなかなかできないです。ですから、うちの町内会はどこにどういふ人がいるかは全部わかっています。名簿だけは民生委員と町内会長で保管しています。いろいろ講座をやりまして、こういうことは守秘義務ですから。お父さんが認知症にかかっているんで、徘徊するかもしれないので何かあったら電話くださいと住民の方から言ってくれる。でも最初は恥ずかしくて家族のことは言わないんです。そういう仕組みを作って、リーダーの人が諦めないで何回も繰り返してやることで、地域住民の風土を変えるということをやらないと難しいと思います。

【三島委員】

棟方委員の言っていた、「私たち」というのは市民全体を言っていますか。

【棟方委員】

今はうちの町内会の中での話をしています。

【三島委員】

一般市民が全部、そういう情報を把握できないですね。

【棟方委員】

それはできないです。私も今、福祉協力員もそうですし、福祉の会も事務局をやらせていただいております、今年 3 年目になります。今、竹口委員が言ったように、私にも情報を言ってくれる方が出てきていますので、その中で組織を作って協力員を増やす活動をしています。いつも個人情報の部分で、どこまで情報共有できるのかを悩みつつ、一番最初のご挨拶の中で町内会の活性化委員というの、昨年うちの町内会は 50 周年で本当に古い歴史のある町内会ですので、役員さんの若返りといったら難しいんですけども、本当に長く役員をやっている方が、なかなか若い人が育っていかない形になってきてますので、50 年を振り返って見直しという形で何回か活動をしています。

【竹口副会長】

社会情勢で従来の町内会の仕組みでは、今のいろんな福祉関係のことはできないですよ。町内会のリーダーの方も、当番制で仕方なしにやっているということで、いろんなことで事業を進められないですよ。ですからある程度、専門的に健康のうちはやってもらって、町内会長は、ほかの行政区長みたいな形で、半官半民的な形で、ある程度収入もいただいて、責任持って知識もあって経験もあるというリーダーでないと。当番制の町内会長では、役員も 1～2 年交代で福祉事業もできないですね。高齢になっていますので、仕方なしにやっている。回覧板をまわすぐらいはできますが、実施の地域活動はできないですね。仕組みを変えなければいけないですね。

【中林委員】

今、個人情報というお話が出ましたが、先ほど事務局からの説明で防災ガイドで 8 地区に分かれて、集まって防災の避難ルートなどのディスカッションがありましたが、私は本町八幡地区に出させてもらったときは、避難場所は決まっていますよと。ただ、今の時代、町内会といえども触れ合う人たち、近所でもわからない方が結構いますよと、そうなったときに避難所のところで誰がちゃんと来ているかどうかチェックしなければいけないですが、個人情報というしがあるから、そういうチェックができるのかどうかという不安の声は結構皆さんありました。もしこういう条例で、こういうときには個人

情報のしがらみの緩和ができますよとか、そういうのも取り組んでみたらいいのかなというのはありますね。

【事務局（小鷹部長）】

市の考え方として防災計画上にしっかり明記しています。平成 16 年からやってまして、私も携わってきましたが、もともとこの名簿は要支援者で本来なら障がい者何級など決めてありますが、動けない方もいますので、福祉避難所という制度も作りつつやっていて、実際この名簿は消防署、警察、民生委員、町内会に渡してあります。ただこの名簿自体で中身を見て可能な範囲で町内会の方で、自助、共助、公助の中で、自助のほうでやってくださいと。これは責務を負うものではないので、実際名簿にはおっしゃるとおり個人情報がたくさん書かれています。これについては災害時以外は使用したらダメですよと、それじゃ災害時はいつなんだという、市のほうから避難勧告ですとか避難指示が出された場合です。その時以外は基本的にこのものを使うことはない、私どもも、お渡している方々も、その内容、考え方を理解した上で運用していると考えてます。

【竹口副会長】

ただあの名簿は、本人が申告しないとだめなんですね。ですから隠す場合があるんです。いざとなったらやっぱり頼るんですよね、実際避難訓練をやったら車いすが必要だとか。常日頃に A さんのところにはそういう方がいらっしゃるということを知っていないと、実際の効果は少なくなる。

【中林委員】

それは今のお話だと、町内会長さんとか限定されてますよね。ただ、避難されているときは町内会長さんがそこにいるとは限らないとか。

【事務局（小鷹部長）】

会長という限定ではないんですよ。町内会なんです。

【中林委員】

その人たちがいなかった場合も心配事ではありますよね。

【竹口副会長】

この家にはこの人が行くと、うちの町内では決めています。それを複数にしています。1 人だとその人がいない場合もあるし、被災を受けた場合もあるから。そういう仕組みで、網羅する仕組みをつくらないと機能しなくなる。

【佐藤克廣会長】

ただいま 15 条についてですね、個人情報の適正な収集及び管理ということについてご意見をいただきましたが、今のいろんな話の中でまとめますと、どうやらこれでは不十分ではないかというようなご意見かなとお聞きしました。個人情報保護法は、さらに厳しく個人情報を取り扱うような改正が行われています。いつからでしたっけ。

【事務局（小鷹部長）】

平成 10 年に個人情報保護条例が、

【佐藤克廣会長】

今年から、国の法律改正が施行になりました。

【竹口副会長】

改正になって、町内会も対象になってくる。

【佐藤克廣会長】

全部になったんです。今まで 5,000 人未満の条項があったんですが、今度は全部対象になることになります。その辺の国の法律の問題もありますし、この 15 条をどのように、1 つの論点としては、どのように変えるのか。ただ、ここからは私の感想になりますが、ここに書かれているのは、基本条例ですので細かいことは書いてない。適正な収集及び管理ということで、適切な開示・改定という改正ということですから、ここに出てくる「適正な」とか「適切な」というあたりをどのように運用していくのかということの話ではないかと。

【三島委員】

それに関して言えば、竹口さんのところの町内会長は適正にこれにのっとってやられているし、これ以上、変える必要はないのではないかと私は思います。運用の仕方です。あまりにも緩くしちゃうと大変になると思いますが。

【松尾委員】

この条文に書き込むかどうかは別として、今の議論をお聞きして思ったのは、個人情報云々ということもありますが、お役所というか官と民があって、民の中でコミュニティ施設とか公共的な活動をしてるときに、そこにどういう性格を付与してどう捉えていくか、市と団体がどのような関係性を作っていくかというところで、個人情報云々の個別のことかというと、この第 15 条というのは、基本条例ですから正直これ以上書きようがないかなと思いますが、コミュニティ組織だけに限定するかどうかはわか

りませんが、第 26 条の部分の関係性に関しては、もう少し新しい展開みたいなものも視野に入れていけないといけないのかなという気がいたしました。

【太齋委員】

私も 26 条に関して思うんですけれども、私は花川南に住んでいまして、わかば地区は花川北ですよ、花川南もそれぞれの地区の町内会がすごく活発に活動してますよね。やはり高齢化の部分も出てきたり、役員が 1 年交代であったりという問題も出てきているのは事実ですし、町内会に入らないという方も実際多くでてきているんですよ。そういうことに関していくと、やはり全体的な、何個かの地区の町内会でまとまって運営していくということも将来的に考えていけないと、人数がいるからとか、何とかなっている今はいいですけども、今後地域のコミュニティを考えると、どうなんだろう。樽川団地など、新しい方々の受け入れに対しても、町内でやっていると思うんですけども、それが徹底されていくのかなという部分で、このわかば地区だけでいいのかなという懸念が私はあるんですけども、いかがでしょうかね。

【竹口副会長】

市の連合町内会も浜益や厚田は、昔から集落とって近隣とあれば、どここの家族はどうだということとはわかりますが、花川地区は札幌市と同じような住居環境ですから難しいということですが、樽川地区は新しい方がどんどん入ってくると、そうすると今の社会環境からいくと、町内会は必要ないよと若い人たちはなかなかね。地域ごとの施策を考えてやらないと。高齢化率は 40% 越えてますから、高齢者を主体とした地域活動をやらないといけないし、樽川みたく若いところは昔のようなリクリエーションをしたり、お祭りやキャンプだとか、青少年の子どもたち・若い方々の地域ごとにメニューを決めてやらないと難しいと思います。

【三島委員】

そういう具体的なことを決めるのがここなんですか。

【太齋委員】

じゃないですよ。そうではないですけども。

【竹口副会長】

今そういうことで、どういう流れでというか、全体の認識をするために発言されたと思います。

【松尾委員】

今の話を伺って、私も同感なのですが、例えば教育委員会のほうでは今後、学校をより地域に開かれた存在にしていけないといけないということで、例えばコミュニティースクールなどの話題もずいぶん

させていただいているんですが、そこには学校があって P T A があつたりしますよね。そこには若い人たちがいらっしやったりするんですよ。学校は学校の話ですよ。町内会は町内会の話。南にいくと商店街もあつたりしますよね。本当は、例えばある程度の一定のエリアの中でそれぞれが抱えている問題だとかまだやっていることを持ち寄れるようなことがあれば、地域の中に新しい風がおきてくるのかなという気がするんですよ。たまたま厚田は今、学校の統合とかもありますのでそういった検討と地域の協議会みたいなものが連動して動いているのかなと思いますが、そういったことがないとなかなかそういったところが、要はいろんな組織がそれぞれの設置目的に合わせて、それぞれ動いているのが実情だと思うので、地域ごとのまとまりみたいなものを考えていくということも、ここでどういうふう書き込むのか、それともここから派生して今後のことになるのかはわからないですけども、考えていっても良いのかなと思います。

【佐藤克廣会長】

ありがとうございます。まだ発言されてない赤間会長、佐藤会長、ほかのことでも、もちろん構いません。

【赤間委員】

いろいろ町内会の話が出ていますが、我々のところではそんなに地域で困ったことはありませんが、高齢化になってきていて、浜益区の高齢化率は実質 56% くらいで、やっぱりいろんな面で各地区のコミュニティが成立できなくなるのではないかという心配は非常にありますよね。ですけれども、隣の集落がバックアップするとか、そのような体制ができてますので、実質 10 名かそこそこの町内会でも、そんなに困ったような意見は出てこない。浜益区の場合は、小さいなりにまとまっているのかと思います。私も町内会の副会長をしていますが、80 件の世帯がありますけれども、個人情報保護の関係で、役員の中で、口頭の中でそれぞれの家に誰がいるかなど全部把握していて、防災の訓練もやりますが、誰がどこに来るかなど全部把握しています。なのでそういう心配はあまりしていないんですよ。

【佐藤克廣会長】

ありがとうございます。

【佐藤勝彦委員】

まず、具体的な問題ではなくて、基本条例の見直しについて目的、手法、スケジュールが書いてありますね。問題は目標なんですよ。今回スケジュールが出てくるということは、こういうことを期待して懇話会をしているわけですから、基本条例は本当の条例ですから、時代に合わないとか、対極的な視点からこれはおかしいぞというところがあればそれをあげてください。今言っているのは、条例に基づいた具体的な問題なんですよ。それは何回言っても何時間かかったって具体的な問題に対して議論していくとこれは数限りない。このスケジュールを見たら、条例について説明してきましたけど、これに問題

がある条例があれば是非言っていただきたい。それについて議論をして変えるべきだったら変える、たぶん事務局はそう思っているのではないかと。ですからこのスケジュールと方法で良いとなれば、そう運営をしていただければたぶんこれで終わると思っている。いえ、終わらすことを言っているわけではなくて。具体的な議論を言うとずっと永遠に続きますので。

【佐藤克廣会長】

ありがとうございます。

【事務局（小鷹部長）】

何よりも本当に有効性が保たれてるかが一番だと思いますので。

【佐藤克廣会長】

この条例の中に、条例の見直しがありますが、この条例に従って市がきちんと行動してるのかというか、監視という言い方は悪いですけども、評価するような仕組みというのはいないですね。それは書かれていないんですよ。札幌市の条例はそういうのがありまして、そこだと今のような議論、条例にのっとって市がきちんと仕事をしているかどうかを評価する推進会議がありますが、それが条例に書かれていて、その会議では今いろいろ出てきたような、例えば 15 条でいえば、市は個人情報 の適正な収集をとということで、「こういうことをやっているけども、それはこういう問題がある」などいったようなことを、そこで行えば話がすっきりするような気がしますね。26 条の地域コミュニティの問題にしても。実は 26 条は「住民は」となっています。ですので、市というよりは住民の皆様方に努力をするよう言っているところですので、これもなかなか難しいところはあると思いますが、今言ったような基本条例に従って市がきちんと仕事をしてるかどうかということを見直せるようなものがあれば、あるいは、そこで議論していったらと。

【三島委員】

それは行政評価の部門がありますよね、市民参加もありますよね、市民参加手続条例もありますよね、それとは違うんですか。

【佐藤克廣会長】

両方あり得る。行政評価のところ、この条例ももちろん見直しますよというやり方もあると思います。それと別に、基本条例ですから。基本条例にのっとっているような活動を行っているのかどうかどうかを評価する、そういう委員会のようなものを。

【三島委員】

この解説を読んでたら、このことに関して情報公開条例がありますとか、何条例がありますとか書い

であるので、それである程度。わかりました。基本条例に書いてないということですね。

【佐藤克廣会長】

基本条例そのものがうまく動いているかどうかを評価する機関が、そういうのを作れと言ってるわけじゃないんですけども、1つの論点、今のような議論が出てくるといのは、そういう機関がなかったために出てきている可能性もあるのかなと感じました、ということです。ほかに何か、ほかの条文でここはどうなのかということはないですか？

【松尾委員】

条文そのものの改廃とかという話ではないですが、この条例作りに関わったときに議会のことについて議論はさせていただきましたが、当時は二元代表制の中で、行政の中で我々市民会議は検討しているということの整理の中で、実際に議員さんたちとこのパートについて直接意見交換させていただく場面は、ハードルが高くてできなかったんですね。ただ、今は市議会の基本条例も作ってやってらっしゃるといことの中では、この時間が経過した中の取り組みの部分も含めて、一度私どもと、議会のどなたということになるのかわからないんですけども、このことについて意見交換をさせていただく場面があっても良いのかなという気はしています。

【佐藤克廣会長】

論点としては、議会基本条例があるのだから、自治基本条例の方でこの議会・議員という部分を、極端な話をしますと、例えば抜いても良いのではないかと。あるいは1条くらいで、議会の役割、責任を議会基本条例でちゃんとやるみたいなの、そういう1条で済ますという、いやいや極端な話です。それでいいか、それとも両方にあるのが良いということになるのか、ということだと思っんですね。おっしゃるとおりだと思いますね。これは検討する必要があるかもしれませんね。かもしれないというか、検討したほうがいいですね。

【松尾委員】

相手もあることなので。先方のご意向もあるんでしょうけども。

【佐藤克廣会長】

条例として成立してますから、条例ということは、議会がこれで良いと言ったということですから。それは間違いはないですね。

【三島委員】

(議会基本条例は) まだできていなかったんですよ。

【佐藤克廣会長】

議会基本条例はまだなかった時期ですね。今はできていますから、それとの整合性を図るというのは確かに必要な気がしますね。

ほか何か条文で検討を要するようなところ、お気づきの点はありませんでしょうか。特によろしいですか。また今日の説明を聞いて何かお気づきの点があれば、いつでもメールなりなんなり、事務局に出してもかまわないですね。そのようにさせていただきまして、とりあえず今日の説明を聞いて検討課題に上っていたのは 15 条の問題、これはなかなか難しいですけども。26 条。議会の部分ですね。これは私が言っているのかわからないんですけども、多少検討、今のいろんなご意見を聞いて思ったんですけども、基本条例がきちんと運営されているかどうか、それを見るような仕組み。しょっちゅう開くというものではないですけども。4、5 点、その辺は事務局も考えていただきたいというふうに思います。時間もございますので、議題の (1) は以上にしまして (2) のワークショップに関しましてですね。先ほどのスケジュールでは 10 月に予定されています。これについての説明を事務局側からお願いします。

【事務局 (池内主査)】

私からいしかりまちづくりワークショップについてご説明いたします。資料 7 両面印刷になっていますが 1 ページをご覧ください。ワークショップの目的につきましては、本条例施行から 10 年目を迎えるにあたり、条例がまちづくりにどのように活かされてきたのかを振り返るとともに、協働によるまちづくりを推進するためのワークショップを開催したいと考えてございます。開催日は、10 月 29 日 日曜日、13 時から 16 時 40 分、会場は市役所 4 階 401、402 会議室で行う予定で考えてございます。対象は、一般市民 20 人と、懇話会委員の皆様と考えてございまして、市民の募集につきましては、今後、広報やHP、あい・ボードで募集する予定であります。委員の皆様におかれましても、ワークショップにご参加していただいて、市民の声を直接お聞きしていただきたいと考えてございます。ご出席の程よろしく願いいたします。

次に、スケジュールについてですが、こちらはまだあくまで案の段階でございまして、13 時にスタートし、ワークショップの前に 2 つの講演を予定しており、1 つ目は本懇話会の会長である、佐藤教授によるご講演、2 つ目は第 5 期石狩市総合計画策定審議会の会長として本市のまちづくりに大きく関わっていただいた、北海道大学公共政策大学院研究員で、株式会社富士通総研経済研究所主任研究員の蛸子氏による講演を予定しております。その後、ワークショップを 2 部構成で実施し、発表、講評を行い、16 時 40 分に終了する予定であります。なお、ワークショップのファシリテーター (進行役) は、民間のコンサル会社をお願いする予定でございまして。

次に資料裏面、2 ページをご覧ください。ワークショップの進め方やテーマについて事務局案として叩き台を作成しましたが、ワークショップの進め方につきましては、2 つの講演の後、第 1 部で「自治基本条例について」、条例の説明等を市のほうから情報提供を行い、ワークショップに入ります。ワークショップでは、「市民が条例についてどう考えているのか」「条例とまちづくりが繋がっているのか」など、市民からご意見をいただき、いただいたご意見につきましては、今後の懇話会における条例の見

直しの検討材料にできればと考えてございます。第 1 部が終了しましたら休憩を挟み、第 2 部の「協働におけるまちづくりの実践について」、協働の具体的な取り組みなどを含めた情報提供を行い、ワークショップに入ります。ワークショップでは、「協働によるまちづくりには何が必要か」「市民のできることは？市ができることは？」など、市民からご意見をいただき、いただいたご意見につきましては、今後協働事業等で実践する材料にするとともに、ワークショップを通じて「市民のまちづくりの意識の醸成、人材の発掘」に繋がればと考えてございます。

以上、ワークショップの進め方の事務局案となりますが、2 つのご講演に基づきテーマを設定し、2 部構成のワークショップで進めてはどうかと考えております。委員の皆様からご意見をいただければと存じます。私からの説明は以上です。

【佐藤克廣会長】

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました、ワークショップについて皆様のご意見を伺いたいと思います。

【松尾委員】

公募の市民の方はどのように公募されますか。

【事務局（池内主査）】

広報、HP、あい・ボードだったり、チラシを作って、こういうことをやりますよという形で周知を図りたいと考えています。一般的な公募ですね。

【佐藤克廣会長】

20 人を超えた応募があった場合どうするのか。

【事務局（池内主査）】

先着順にしますが、受け入れ的には 5～6 人で 1 グループという形を考えてますので、ある程度、受けることはできるかなと思います。100 名とか来てしまうと考えないといけないかなとは思っています。

【中林委員】

ワークショップでファシリテーターを民間の方に頼む意図はなんですか。民間の方は、こういう条例に長けている方を呼ぶということですか。

【事務局（池内主査）】

今考えていたのは、正直なところを申しますと、市の職員がワークショップでファシリテーター・進行役をやるという、そこまでの力がないというのが正直なところでございます。市民の方々が来ていた

だいてワークショップをやりながら、いろんな意見を出していただくための導きという部分では、民間の会社の人たちの力は必要かなと考えております。今回のワークショップ自体は、市町村振興協会の助成金を申請して活用してやりますが、総合計画を作ったところの会社さん、総合計画を作ったとき、審議会は 12 回ワークショップをやってまして、そういったところをお願いをして、ワークショップにより多くの意見を出していただきたいと考えてます。

【佐藤勝彦委員】

スケジュールを見ましたが、ワークショップを 2 つ続けるということは 40 分×40 分ですよ、80 分になってますよね。

【事務局（池内主査）】

1 時間 20 分で 140 分、情報提供の時間も含めて、休憩を挟んで。

【佐藤勝彦委員】

途中に休憩を挟んで、実質的なワークショップのグルーピングでしている時間はどのくらいを想定していますか。当然 1 時間ないですよ。

【事務局（池内主査）】

情報提供はだいたい 20 分くらいですから、50 分×50 分=100 分。140 分なので。

【佐藤勝彦委員】

それと市民の方は、ワークショップは素人ですよ。相当慣れていて、どんどんまとめて意見を言っている程度のものでできるのは、相当慣れていないとできないですね。そのためにはそれを前提にすると、相当じっくり時間をかけて説明をしたら、世間話からはじまって、けっこうロングになっちゃうんです。そうでなかったら発表するときに、陳腐な発表になってしまうんですね。相当そこで練らないといけない。だからファシリテーターもそこでいろいろ引き出しながら、世間話をなるべく結論に導かせるように苦労するんですよ。じっくり時間をとってやったほうが成果としては大きいかなと思います。単なる個人の意見ですから、そちらのスケジュールで大丈夫だと、これくらいの時間である程度の結論を出せると言えば 2 つ続けてもいいと思うんですけども、それはどちらでも、ご検討いただければ、参考までにです。

【事務局（池内主査）】

現段階のあくまでもたたき台でございますので、今いただいた意見も含めて時間配分、終わりの時間も含めて検討したいと考えます。またご相談させていただきたいと思っております。

【三島委員】

石狩市民って、結構ワークショップをずっとやってたと思うんですけど、市役所職員もそれに関してずっと携わっていたと思うんですけど、コンサル使わないまでも、そういう人たちがたくさんいるような気がするんですけど、この課だけでやろうと思っっていますか。

【事務局（池内主査）】

この課だけでやろうと思っってます。

【三島委員】

だからコンサルにいつちゃうのかなと、すごい残念に思います。今まで積み重なってきたものが、何もなくなってるのかしらという。もう 20 年くらい前からずっとワークショップをやってきて、ずっと積み重なってると思いますが、それは考えられないですかね。市の職員だけでもきっとワークショップを勉強した方もたくさんいると思うし、ずっと何回もやって来た方もいるし、ファシリテーターをやってきてる方もいると思うし、市全体で横断的なことで仕事はできないのかなと、残念かなと思います。

【事務局（本間課長）】

市の職員でやるべきだというご意見でしょうか。

【三島委員】

どうせだったら、自分たちの憲法を決めるんだったら、市の職員の憲法でもありますよね。

【事務局（本間課長）】

逆に我々が入ると、何か誘導的など言いますか、そういうふうに見られちゃうかなと内部で検討したときに懸念にはなったので。

【三島委員】

市民だけの意見だけではなくて、市の職員の意見もあるし、議員の意見も出てくるわけですから、大丈夫かなという気はするんですけども、一応そちらに宿題です。

【松尾委員】

確かにワークショップを運営するのは、難しい面がないわけじゃないとは思いますが、市民団体でも、ここにも書いておりますが無作為抽出で来られた市民を対象に十分ファシリテートもできると思いますので、もうちょっと何か、せっかくの石狩のイベントとか見直しの事業なので、外部の方をお願いするのではなくて市民力を活用してということをご検討いただけないかなと、私も自分の意見として思います。

【佐藤勝彦委員】

もう一つ、条例は行政と住民が協働ですよ。協働作業するという基本的な条例ですから、ここに行政の職員が入らないのはおかしくないですか。とても重要なことだと思います。厚田で相当ワークショップをして道の駅とか、全部職員に入ってもらわなくてはダメですよ。職員だって住民なんですから、一緒になって討議をして自分たちの思いを、誘導ではなくて住民としての意見を言わないと、と思います。個人の意見ですが、ご検討ください。

【事務局（池内主査）】

テーブルに入って一緒になってワークショップをするというイメージですよ。

【佐藤勝彦委員】

そうです。

【事務局（池内主査）】

市民と職員がってことですね。わかりました。

【三島委員】

勝手に市民だけが、「職員はこうしなさい、ああしなさい」と決めて、これが意見ですって発表したら困らないですか。

【事務局（池内主査）】

一方でファシリテーターは市役所の職員がやるべきだという話もあったので、そうなってくると第三者の方がファシリテーターのほうがいいかなと思いますが。

【三島委員】

だからファシリテーターも市民でできる方もいらっしゃるでしょうし、いるって言っていますから。

【松尾委員】

たとえば、我々が手分けしてやるでも良いですし、方法としてはですよ、いくらでも方法はあるかなということの中では。

【事務局（本間課長）】

再度こちらで検討させていただきます。

【棟方委員】

一般市民ですけども、先ほど議会の話も出てましたけども、議員さんも一般市民ですよ。議員さんも先着順で、もし 20 人であれば参加も OK ということですか。

【三島委員】

それはそうじゃないですかね。

【事務局（本間課長）】

もちろん議員さんであろうがなんであろうが参加できます。

【三島委員】

みんなで作り上げた方がいいんじゃないですか。

【太齋委員】

完全に私の心配なんですけれど、皆さん本当にまちづくりとか基本条例とか考えている方はたくさんいらっしゃるかもしれないんですけど、実際公募されて来る方っていらっしゃるのか。自分も一般公募で入っているのにあれなんですけど、大丈夫かなって変な心配が。皆さん本当に心配してまちづくりをして、今回の条例を見てても、防災マスターとかも町内会の中にいらっしゃるし、本当に前から見たら 10 年経つうちに、いろんなことができてるもの現実で、すごいなと言うのもありますが、それプラスそれを広く一般の方々がどれだけわかって、基本条例に基づいてこういうのができてきているんだということが、皆さん知っているのかなど。その部分からいくと一般公募であい・ボードを見ても「やるんだー」、広報見ても「やってるんだー」と思う方のほうがおおまかに多いのではないかと思うと、果たしてこの 20 人という数が集まるんだろうかという心配をしました。

【事務局（小鷹部長）】

お二人の副代表が言われたとおり、今まで 20 年経って市民の方々にこの条例なりこの考え方が本当に浸透しているのであれば、この 20 人と言うのはわけなく来るのだろうなど。その 20 人の方々と言うのはおとなしい方々ではなくて、この条例に対して熱い思いの方が来るでしょうから、その中に事務局、私も含めて、市の職員が入って誘導するような形を取るよりは、本当にサラの状態で見聞のある方が言った方が良いのではないかと、市の職員でやろうと思えばもちろんやれると思います。

【三島委員】

でもそれは市民を変に見てませんか？

【事務局（小鷹部長）】

いえいえ。

【三島委員】

そんなに簡単に誘導できるような市民が来るか来ないかはわかりませんが。

【事務局（小鷹部長）】

誘導してるようなスタイルが見えるよりは、どちらかと言えば傍目で見えて、皆さん議論いただけるなというほうが姿としては良いような気がします。

【三島委員】

それは協働になってないと思いますけど。

【事務局（小鷹部長）】

そっちの方が協働のような気がしますけどね。半分くらい市の職員がいたら気持ち悪いですよ。10 人くらいこの方と市の職員でやっていたら、なんだ夜の会議と変わらないじゃないかという話になるので、こういう形で 20 人で募集して来ていただける方がいるだろうと、20 年も経っているんですから、私たちこういう意見を言いたいわという人たちがいるだろうなという中で、このスキームを事務局としては作り上げています。

【三島委員】

これやったときも市の職員入ってたよね。

【松尾委員】

入っていましたね。

【三島委員】

結構たかかれていました。

【佐藤克廣会長】

いろいろあると思いますが、会長と言うよりは私のやや個人的な見方になるんでしょうけども、1 つは市のほうが言ってる市役所の職員がワークショップに入っちゃうと、結局やらせではないかと、そこにいる人たちはそうは思わないかもしれないけど、そこに来なかった人たちが「どうせ市の職員も入れて何かやったというから、どうせ誘導されたんでしょう」と。そこにいる人は誘導されてないという

かもしれないですけど、そういうふうに見られると困るのではないかという懸念ですね。これは一番大きいと思いますね。ですから、ファシリテーターももちろん市の職員でできる人はたくさんいると思いますが、客観的な、何かを誘導するのではないという形でやるというのも 1 つの形式ではないかと思います。それと、20 人集まるかどうかは、やってみないとわからないです。どれくらい公募で来るかというのが、ある意味この基本条例が逆に言えばどれだけ浸透していて、どれだけ身近にそれを感じているのが、1 つの基準になるかもしれませんね。私さっき発言したのは、たくさん来たらどうしようという心配だったんですけども。

【赤間委員】

公募して 20 人以上の応募があれば、基本条例に市民が関心あると捉えるほうがいいと思いますよね。

【佐藤克廣会長】

そういうことになるかと思いますが、やってみないとわからないですね。ワークショップの時間ですが、2 つやるとしたら短いとなれば、1 つに絞って長くやるっていうのも考えられるかと思いますが、終わりの時間も事情はあるのかもしれませんけど伸ばすとか、あるいは私の講演をなしにするとか、いろいろあると思います。なかなか今すぐ簡単には決まっていかないと思いますので、この辺は事務局にご検討いただいて、次回の懇話会もありますので、さらに検討をいただければと思います。よろしいですか。では、今のワークショップについても終了いたします。ほかに何か、もしなければこれで今日の議事は終了させていただきます。皆様長い時間ありがとうございました。事務局から説明があるそうです。

【事務局（橋本主任）】

先日、第 2 回懇話会の日程調整をさせていただきました。その結果 10 月 4 日（水）ですと皆様出席いただけるということで 10 月 4 日（水）に決定いたしたいと思います。ご相談したかったのがお時間についてですが、今日は 18 時 30 分から開始しているんですが、遠くからお越しいただいている委員の方もいらっしゃると思いますので、18 時の開始にした方がいいとか、18 時 30 分の方がいいとかありますでしょうか。

【赤間委員】

私が 1 番遠いですが、私は 18 時 30 分でも別段支障ございません。

【佐藤勝彦委員】

構いません。

【事務局（小鷹部長）】

早いほうがいいのでは。

【三島委員】

私はどちらでもいいです。

【松尾委員】

どちらでもいいです。

【佐藤勝彦委員】

先生のご都合は。

【佐藤克廣会長】

私はどちらでもいいです。

【事務局（本間課長）】

18 時だとダメだという方はおられますか？

< 「大丈夫」 の声 >

【事務局（橋本主任）】

では 10 月 4 日（水）18 時から 2 回目を開催するということにいたします。

【佐藤克廣会長】

10 月 4 日（水）18 時の開催ということにさせていただきたいと思います。そのほかに何かありますか。よろしいですか。それでは以上を持ちまして第 1 回石狩市自治基本条例懇話会を終了いたします。本日はお忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございました。

2017 年 9 月 29 日 議事録確定

石狩市自治基本条例懇話会
会長 佐藤克廣
